

東大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 1 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 2 年東大阪市規則第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 資格確認書（第 1 2 条—第 1 5 条） 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 3 章 資格確認書 （資格確認書の再交付等の申請書） 第 1 3 条 法施行規則第 7 条第 1 項又は第 7 条の 3 の 2 第 1 項の申請書は、<u>国民健康保険資格確認書再交付・資格情報通知書再通知申請書</u>とする。 （資格確認書の更新） 第 1 4 条 市長は、資格確認書（法施行規則第 6 条第 1 項に規定する資格確認書をいう。以下同じ。）について、<u>毎年 8 月 1 日</u>（別に定める世帯主に対して交付する場合にあっては、同日のほか、別に定める日）において更新するものとする。 （資格確認書の返還ができない場合の届出） 第 1 5 条 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格の喪失その他の事由により資格確認書を返還しなければならない場	目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 資格確認書等（第 1 2 条—第 1 5 条） 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 3 章 資格確認書等 （資格確認書の再交付等の申請書） 第 1 3 条 法施行規則第 7 条第 1 項又は第 7 条の 3 の 2 第 1 項の申請書は<u>国民健康保険資格確認書再交付・資格情報通知書再通知申請書と、法施行規則第 7 条の 4 第 4 項の申請書は国民健康保険高齢受給者証再交付申請書</u>とする。 （資格確認書等の更新） 第 1 4 条 市長は、資格確認書（法施行規則第 6 条第 1 項に規定する資格確認書をいう。以下同じ。）については<u>毎年 1 1 月 1 日</u>（別に定める世帯主に対して交付する場合にあっては、同日のほか、別に定める日）<u>に、高齢受給者証（法施行規則第 7 条の 4 第 1 項に規定する高齢受給者証をいう。以下同じ。）については毎年 8 月 1 日</u>において更新するものとする。 （資格確認書等の返還ができない場合の届出） 第 1 5 条 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格の喪失その他の事由により資格確認書<u>又は高齢受給者証</u>を返還しな

合において、当該返還すべき資格確認書を返還できないときは、その理由を明記した書面により届け出なければならない。	ければならない場合において、当該返還すべき資格確認書又は高齡受給者証を返還できないときは、その理由を明記した書面により届け出なければならない。
---	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
(東大阪市行政サービスセンター事務分掌規則の一部改正)
- 東大阪市行政サービスセンター事務分掌規則（平成 4 年東大阪市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務分掌) 第 2 条 センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) ～ (1 1) (略) (1 2) 国民健康保険被保険者資格の得喪に係る届出及び申請の受付、国民健康保険の資格確認書の交付及び再交付並びに資格情報通知書の再通知並びに国民健康保険に係る証明書の交付に関すること。 (1 3) ～ (3 5) (略)	(事務分掌) 第 2 条 センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) ～ (1 1) (略) (1 2) 国民健康保険被保険者資格の得喪に係る届出及び申請の受付、国民健康保険の資格確認書の交付及び再交付、<u>高齡受給者証の再交付</u>並びに資格情報通知書の再通知並びに国民健康保険に係る証明書の交付に関すること。 (1 3) ～ (3 5) (略)